

○社会福祉法人 更別村社会福祉協議会居宅介護支援

事業所運営規程

〔平成14年2月27日〕
議 決

改正 社会福祉法人更別村社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程(平成13年12月14日施行)の全部改正
(平成14年2月27日議決) 平成16年5月24日(平成16年訓令第1号) 平成19年3月20日(平成19年訓
令第3号) 平成19年12月26日(平成19年訓令第5号)平成21年3月23日(平成20年訓令第7号)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人更別村社会福祉協議会が開設する更別村社会福祉協議会居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 更別村社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 河西郡更別村字更別190番地1
(更別村老人保健福祉センター内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う

(2) 介護支援専門員 2名(常勤職員)

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整等、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたる。介護支援専門員は相互に協力し、管理者を補佐し、管理者に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 事務職員 1名(常勤職員)

事務職員は、必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝日及び12月31日から1月5日までを除く

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「全国社会福祉協議会方式及びMDS－HC方式」等とする

(3) 介護サービス計画の作成

介護保険施設との連携、認定審査会の意見等の尊重、医療系サービスの利用は必ず主治医の意見・指示に基づき介護サービス計画の作成を行う

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事業所内会議室において開催する

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更等、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法により支援を行う

(6) その他

利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の額とし、利用者の選定により第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費については、実施地域を越えた地点から片道1キロメートルにつき40円を利用者から徴収する。

2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、更別村の区域とする。

(その他運営についての重要事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるとともに業体制の整備を図る。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人更別村社会福祉協議会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

2 社会福祉法人更別村社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程(平成13年12月14日制定)は、廃止する。

附 則(平成16年訓令第1号)

この規程は、平成16年5月24日から施行する。

附 則(平成19年訓令第3号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第5号)

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第1号)

この規程は、平成21年5月2日から施行する。